

(表)

第	号	身 分 証 明 書	
所 属	職 名	氏 名	生 年 月 日
			年 月 日
上記の者は、大阪府循環型社会形成推進条例第52条第1項の規定による検査のための立入りを 行う職員であることを証明する。			
発行年月日	年 月 日		
有効期限	年 月 日		
			大 阪 府 知 事 印

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

大阪府循環型社会形成推進条例 (抜粋)

(立入検査)

第52条 知事は、第4章及び第5章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者又は土地所有者等(以下これらを「被立入検査者」という。)の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の不適正な処理に係る土地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物又はその疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。